

# 名古屋市農業委員会 令和8年第3回総会 議 事 録

1 開催日時 令和8年3月23日（月） 開始：午後2時00分、終了：午後3時15分

2 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 12A会議室

3 農業委員出欠

定 数	16 人	在 任 数	16 人
定 足 数	8 人	出 席 数	15 人

別紙「委員出欠状況」のとおり

4 農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

5 事務局職員出席者（課長級以上）

事務局長、事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、中川農政課長、港農政課長

6 その他の出席者（証人、参考人、職員等）

事務局職員（課長補佐級以下）6人

7 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

8 進行

(1) 開会

(2) 議案審議

第13号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第14号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第15号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第16号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第17号議案 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について

第18号議案 名古屋市農業委員会事務局規程の一部改正について

第19号議案 名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程の一部改正について

第20号議案 名古屋市農業委員会会長互選要領の一部改正について

(3) 報告

①農地転用届出等処理報告について

②営農型太陽光発電設備の一時転用について

(4) その他

(5) 閉会

## 令和8年第3回総会 委員出欠状況

出席農業委員（15名）

		2番	成田秋義 委員
3番	山口幸江 委員	4番	近藤正俊 委員
5番	福島茂俊 委員	6番	木村幸廣 委員
7番	川本美幸 委員	8番	箕浦基伸 委員
9番	布目巳佐子 委員	10番	二村新一 委員
11番	横井昭男 委員	12番	熊澤政巳 委員
13番	清水久一 委員	14番	安井勝春 委員
15番	安井秀樹 委員	16番	横井庸一郎 委員

出席農地利用最適化推進委員（12名）

17番	久野隆博 委員	18番	山口儀明 委員
19番	若松邦義 委員	20番	石田正彦 委員
21番	松原道直 委員	22番	加藤新一 委員
23番	安井正敏 委員	24番	横井慎一 委員
25番	木村正男 委員	26番	神野貞雄 委員
27番	竹川孝司 委員	28番	坂野嘉紀 委員

令和 8 年第 3 回総会（令和 8 年 3 月 23 日）

開会（午後 2 時 00 分）

農政課長	<p>本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまより令和 8 年第 3 回総会をはじめさせていただきます。</p> <p>それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。会長、よろしくお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>ただいまより、令和 8 年第 3 回総会を開会いたします。</p> <p>本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>それでは、本日の議案といたしまして、第 13 号議案「農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について」から、第 20 号議案「名古屋市農業委員会会長互選要領の一部改正について」までの 8 議案の審議を行います。また、報告事項を 2 件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。</p> <p>限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。</p> <p>それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は 16 人中 15 人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員は 12 人中 12 人のご出席でございます。</p> <p>次に、本日の議事録署名者は、氏名の 50 音順により、木村幸廣委員及び熊澤政巳委員の両委員にお願いいたします。</p>

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まずはじめに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。

では、議案審議に入ります。

まず、はじめに、第13号議案、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号3-6について、24番、横井委員、お願いいたします。

横井（慎）  
委員

受付番号3-6の農地につきましては、3月5日に二村委員及び事務局職員と現地調査をいたしましたので、結果をご報告いたします。

譲渡人が廃業を希望され、一方、譲受人が新規就農のため、本農地の取得を希望しています。

申請地である中川区神郷町2丁目の1筆については、現地を確認いたしました。

なお、3月2日に譲受人に対して、事務局職員と面談を行いました。譲受人は他県での農業経験があり、また今回の申請地は、譲受人の自宅の隣地ということもあり、今後農地として適正に管理していくことが見込まれます。

以上につきまして、許可することについて問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（会長）	<p>ありがとうございました。次に、受付番号 4-15 及び 4-16 について、14 番、安井委員、お願いいたします。</p>
安井（勝） 委員	<p>受付番号 4-15 及び 4-16 につきまして、竹川推進委員及び事務局職員とで、3 月 5 日に調査した結果を報告します。</p>
	<p>受付番号 4-15 は、譲渡人が、譲受人へ、農地を所有権移転するために、許可申請されたものです。</p>
	<p>申請地の港区新茶屋一丁目の 1 筆は田で、耕作準備中の状態でした。</p>
	<p>なお、譲受人が、現在所有する農地について、営農状況を確認したところ、肥培管理されていることを確認しました。</p>
	<p>続きまして、受付番号 4-16 は、譲渡人が、譲受人へ、農地を所有権移転するために、許可申請されたものです。</p>
	<p>申請地の港区新茶屋一丁目の 1 筆は田で、耕作準備中の状態でした。</p>
	<p>なお、譲受人は、受付番号 4-15 の案件の譲受人と同一人物であり、所有する農地につきましても、先ほどの案件でご報告したとおり、肥培管理されていました。</p>
	<p>以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。次に、受付番号 4-17 及び 4-18 について、25 番、木村委員、お願いいたします。</p>
木村（正） 委員	<p>受付番号 4-17 及び 4-18 につきまして、熊澤委員及び事務局職員とで、3 月 4 日に調査した結果を報告します。</p>

受付番号 4-17 は、譲渡人が、譲受人へ、農地を所有権移転するために、許可申請されたものです。

申請地の港区西福田四丁目の 1 筆は畑で、ブロッコリー、ダイコン、ネギ等が作付けされていました。

なお、譲受人が、現在所有する農地について、営農状況を確認したところ、適正に肥培管理されていることを確認しました。

続きまして、受付番号 4-18 は、譲渡人が、譲受人へ、農地を所有権移転するために、許可申請されたものです。

申請地の港区福屋二丁目の 1 筆は田で、耕作準備中の状態でした。

なお、譲受人が、現在所有する農地について、営農状況を確認したところ、適正に肥培管理されていました。

以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（会長）      ありがとうございます。ただいまの報告について、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 13 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。

委員                異議なし。

議長（会長）      ご異議なしと認め、第 13 号議案の案件は許可することといたします。

次に、第 14 号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の

証明願について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-9 について、4 番、近藤委員、お願いいたします。

近藤委員

受付番号 1-9 農地について、福島茂俊委員と事務局職員で、3 月 3 日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号 1-9 願い出の農地について、ミカン、レモンやハクサイ、タマネギなどが栽培されていました。

お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。

以上、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 2-8 及び 2-9 について、19 番、若松委員、お願いいたします。

若松委員

受付番号 2-8 及び 2-9 の農地について、3 月 6 日に箕浦委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。

受付番号 2-8 の申請地は田と畑で、田は水稻収穫済み、畑はソラマメ、ネギなどが作付けされていました。

申請者ご自身が体調を崩されるまでは、主たる従事者として農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。

受付番号 2-9 の申請地はすべて畑で、ネギ、イチジクなどが作付けされていました。

主たる従事者がお亡くなりになるまでは、農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。

何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 4-6 について、13 番、清水委員、お願いいたします。

清水委員

受付番号 4-6 につきまして、坂野推進委員及び事務局職員とで、3 月 4 日に調査した結果を報告します。

証明願い出の農地、港区藤前一丁目はじめ 4 筆は畑で、耕作準備中の状況であり、お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を管理されていたことを確認しました。

これらの事実から、本件申請につきましては、願い出のとおり証明することに、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 14 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 14 号議案の案件は証明することといたします。

次に、第 15 号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。

本議案には、成田秋義委員及び福島茂俊委員ご本人に関する案件が含まれております。農業委員会等に関する法律第 31 条

及び名古屋市農業委員会総会会議規則第 12 条に規定する「議事参与の制限」のため、成田秋義委員及び福島茂俊委員の両委員におかれましてはご自身の案件についてのご発言を控えていただきますようお願いいたします。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-56 について、4 番、近藤委員、お願いいたします。

近藤委員

受付番号 1-56 の農地について、福島茂俊委員と事務局職員で、3 月 3 日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号 1-56 の願い出の農地には一体で、ウメ、ネギ、キャベツ、ダイコンなどが栽培されており肥培管理は良好でした。

また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しており、問題ないと思われます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 1-57 について、3 番、山口委員、お願いいたします。

山口（幸）  
委員

受付番号 1-57 の農地について、久野隆博委員と事務局職員で、3 月 4 日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号 1-57 の願い出の農地には、ミカン、キャベツ、タマネギなどが栽培され、肥培管理良好でした。

また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。

以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 1-58 及び 1-59 について、2 番、成田委員、お願いいたします。

成田委員

受付番号 1-58 と 1-59 の農地について、山口儀明委員と事務局職員で、3 月 3 日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号 1-58 の願い出の農地には、一体でミカン、カキ、イチジク、ブロッコリー、ジャガイモ、タマネギなどが栽培され、肥培管理良好でした。

また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。

続きまして、受付番号 1-59 の願い出の農地には、一体でダイコン、ニンジン、タマネギ、ハクサイなどの野菜やミカン、ハッサクなどのかんきつ類が栽培され、肥培管理良好でした。

また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。

以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 1-60 及び 1-61 について、4 番、近藤委員、お願いいたします。

近藤委員

受付番号 1-60 及び 1-61 の農地について、福島茂俊委員と事務局職員で、3 月 3 日に、現地調査した結果を報告します。

まず受付番号 1-60 の願い出の農地について、ネギが栽培されており肥培管理は良好でした。

次に受付番号 1-61 の願い出の農地について、鴻の巣一丁目

の4筆の農地について、一体で利用されタマネギ、キャベツなどのほかカキやクリが栽培されていました。

鴻の巣二丁目の1筆の農地について、ダイコン、タマネギ、ブロッコリーなどの野菜のほか、レモンが栽培されていました。

以上、いずれの農地も願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しており、問題ないと思われます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号1-62から1-64について、5番、福島委員、お願いいたします。

福島委員

受付番号1-62から1-64の3件の農地について、近藤正俊委員と事務局職員で、3月3日に、現地調査した結果を報告します。

はじめに受付番号1-62の願出の農地について、海老山町の1筆の農地はハクサイやダイコンなどが栽培されていました。

海老山町の1筆の農地について、畑部分については、ブロッコリーやカリフラワーが栽培されていました。田の部分については、水稻が収穫後でした。

笹原町の1筆の農地は耕作準備中でした。

西入町の1筆の農地は耕作準備中でした。

天白町大字野並字稻田の1筆の農地は、梅が栽培されていました。

次に受付番号1-63の願出の農地について、山根町の3筆

の農地は一体で利用され、タマネギが栽培されていました。

山根町の1筆の農地は、タマネギ、タアサイなどが栽培されていました。

3つめに受付番号1-64の願い出の農地について、ブロッコリー、ダイコン、バンペイユ、キウイなどが栽培されていました。

以上3件、いずれも肥培管理良好で、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しており、問題ないと思われま。よろしくご審議のほどお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号1-65について、18番、山口委員、お願いいたします。

山口（儀）  
委員

受付番号1-65の農地について、成田秋義委員と事務局職員で、3月3日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号1-65の願い出の農地には、レタス、ワケギ、ビワ、かんきつ類などが栽培され、肥培管理良好でした。

また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。

以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号1-66について、5番、福島委員、お願いいたします。

福島委員

受付番号1-66の農地について、近藤正俊委員と事務局職員で、3月3日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号 1-66 の願い出の農地について、一体で利用されており、ミカンが栽培されていました。また肥培管理良好で、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しており、問題ないと思われます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長（会長）      ありがとうございます。次に、受付番号 2-31 について、20 番、石田委員、お願いいたします。

石田委員          受付番号 2-31 について、3 月 4 日に木村委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。

申請地は畑で、ネギ、ブロッコリーなどが作付けされていました。願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。

議長（会長）      ありがとうございます。次に、受付番号 3-19 について、23 番、安井委員、お願いいたします。

安井（正）委員      受付番号 3-19 の農地につきましては、3 月 3 日に横井委員及び事務局職員と現地調査をいたしましたので、結果をご報告いたします。

受付番号 3-19 の中川区戸田ゆたか一丁目の 1 筆、中川区水里三丁目の 3 筆、中川区水里四丁目の 1 筆の田は、水稻収穫後で耕作準備中でした。また、中川区水里三丁目の 1 筆の畑は、耕作準備中でした。

以上、証明することにつき、問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）      ありがとうございます。次に、受付番号 3-20 について、22 番、加藤委員、お願いいたします。

加藤委員	<p>受付番号 3-20 の農地につきましては、3 月 4 日に布目委員及び事務局職員と現地調査をいたしましたので、結果をご報告いたします。</p> <p>受付番号 3-20 の中川区大当郎 1 丁目の 2 筆の畑には、ニンニク、エンドウ、ブロッコリー、タマネギなどが作付けされており、いずれも良好に管理されていまして。</p> <p>以上、証明することにつき、問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。次に、受付番号 3-21 について、10 番、二村委員、お願いいたします。</p>
二村委員	<p>受付番号 3-21 の農地につきましては、3 月 5 日に横井委員及び事務局職員と現地調査をいたしましたので、結果をご報告いたします。</p> <p>受付番号 3-21 の中川区打中 1 丁目の 1 筆の畑には、イチゴ、ジャガイモ、ブロッコリーなどが作付けされており、いずれも良好に管理されていまして。</p> <p>なお、対象地内に小規模な農業用倉庫が設置されており、これにつきましては、納税猶予の対象であることを、事務局が税務署に確認済みです。</p> <p>以上、証明することにつき、問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。次に、受付番号 3-22 について、22 番、加藤委員、お願いいたします。</p>
加藤委員	<p>受付番号 3-22 の農地につきましては、3 月 4 日に布目委員及び事務局職員と現地調査をいたしましたので、結果をご報告</p>

いたします。

受付番号3-22の中川区富田町大字千音寺字下前田畔の8筆、富田町大字千音寺字三反田の1筆、富田町大字千音寺字平毛の1筆、富田町大字千音寺字上前田畔の1筆の以上の筆は、いずれも区画整理中で作止めでした。

以上、証明することにつき、問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第15号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第15号議案の案件は証明することといたします。

次に、第16号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号3-1及び3-2について、11番、横井委員、お願いいたします。

横井（昭）委員 受付番号3-1の農地につきましては、3月3日に安井委員及び事務局職員と現地調査をし、また申請者と面談をいたしましたので、結果をご報告いたします。

被相続人が死亡され、その相続人が申請の農地を相続されて、引き続き農業経営を行うとされています。

申請地の中川区江松四丁目の1筆の畑は、エダマメが作付けされており、江松四丁目の1筆の田は、水稻収穫後で耕作準備中でした。

また、申請者との面談をいたしましたところ、申請地はいずれも申請者の家から徒歩圏内にあり、家族で協力して引き続き農業経営を行っていくとのことでした。

以上、証明することにつき、問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

続きまして、受付番号3-2の農地につきましては、3月3日に安井委員及び事務局職員と現地調査をいたしましたので、結果をご報告いたします。

被相続人が死亡され、その相続人が申請の農地を相続されて、引き続き農業経営を行うとされています。

申請地の中川区富永三丁目の2筆、富永四丁目の3筆、福島一丁目の3筆の田は、水稻収穫後で耕作準備中でした。

また、富永四丁目の3筆の畑は、耕作準備中、福島一丁目の2筆の畑は、キャベツ、ハクサイ等が作付けされていました。

以上、証明することにつき、問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号4-4について、14番、安井委員、お願いいたします。

安井（勝）  
委員

受付番号4-4につきまして、竹川推進委員及び事務局職員とで、3月5日に調査した結果を報告します。

本件申請は、相続税の納税猶予の適用を受けようとする相続人が、納税猶予の適用を希望する港区新茶屋三丁目はじめ 10 筆の農地について、租税特別措置法施行令の定める基準を満たす適格者である事につき、証明を願い出たものです。

申請地の港区新茶屋三丁目はじめ 8 筆は田で、耕作準備中の状態でした。また、港区新茶屋四丁目はじめ 2 筆は畑で、タマネギ、ネギ等が作付けされ、農地として良好に管理されていました。

また、相続人は、被相続人が亡くなられた後、当該農地を自ら営農しており、今後も引き続き営農を行う見込みであることにつきましても確認しております。

以上、調査の結果、適格者として証明することに問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 4-5 及び 4-6 について、25 番、木村委員、お願いいたします。

木村（正）  
委員

受付番号 4-5 及び 4-6 につきまして、熊澤委員及び事務局職員とで、3 月 4 日に調査した結果を報告します。

受付番号 4-5 は、相続税の納税猶予の適用を受けようとする相続人が、納税猶予の適用を希望する港区西福田五丁目はじめ 2 筆の農地について、租税特別措置法施行令の定める基準を満たす適格者である事につき、証明を願い出たものです。

申請地の港区西福田五丁目はじめ 2 筆は畑で、多肉植物のサボテン、ダイコン、ハクサイ等が作付けされ、農地として良好に管理されていました。

また、相続人は、被相続人が亡くなられた後、当該農地を自ら営農しており、今後も引き続き営農を行う見込みであること

につきましても確認しております。

続きまして、受付番号 4-6 につきまして、相続税の納税猶予の適用を受けようとする相続人が、納税猶予の適用を希望する港区西福田五丁目はじめ 4 筆の農地について、租税特別措置法施行令の定める基準を満たす適格者である事につき、証明を願ったものです。

申請地の港区西福田五丁目はじめ 4 筆は田で、耕作準備中の状態で、農地として良好に管理されてきました。

また、相続人は、被相続人が亡くなられた後、当該農地を自ら営農しており、今後も引き続き営農を行う見込みであることにつきましても確認しております。

以上、調査の結果、適格者として証明することに問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

松原委員

ちょっとどういう風に申し上げていいか、教えていただきたいんですけども、3-2 と 4-6 については、相続人が自ら経営、営農されてくということですけども、比較的規模が大きいんですけども、特に畑なんか見ますと 900 坪ぐらいあるんじゃないかと思えますけども、住所が三重県鈴鹿市ということですので、距離的に近いかどうかよく知らないんですけども、なかなか大変じゃないかと思って。どういう風にやられているのか、営農されているのか。もう少しわかればいいかなと、参考に教えていただければありがたいと思います。

港農政課長

ただいまご指摘いただいた相続人につきましては、住所地は鈴鹿になっておりますけども、当該地までの所要時間としては 40 分ほどでございます。いまも現にお母さまのお世話も兼

ねて、頻繁に来訪してると伺っております。なので耕作するのに問題ないと思っております。

議長（会長） いかがでしょうか。

松原委員 いいです。

議長（会長） よろしいですか。その他はございませんか。

他にないようです。それでは、第 16 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第 16 号議案の案件は証明いたします。

次に、第 17 号議案、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について審議を行います。

審議のポイントとして、配付資料①をお配りしておりますので、ご覧ください。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。16 ページの農用地利用集積等促進計画案の第 5 号について、6 番、木村委員、お願いいたします。

木村（幸）委員 それでは、第 17 号議案 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について説明いたします。

まず、総会資料 20 ページの参考条文の下線部分をご覧ください。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項において、「農業委員会は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認めるときは、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要

請することができる」と規定されております。

市街化調整区域で、地域計画の区域外の農地について貸借を行う利用権設定をする場合は、本規定に基づき、名古屋市農業委員会が農用地利用集積等促進計画の案を作成し、当該計画の案について名古屋市に意見聴取するとともに、当該計画を定めることを農地中間管理機構に要請することを決定することとなります。

総会議案 16 ページ「農用地利用集積等促進計画（案）」の令和 7 年度第 5 号をご覧ください。

本件は、豊田市の営農者が、中村区日比津町字中宮野の 1 筆の畑、608.00 平方メートルについて、知人農家から農地を使用貸借するため、当該計画案に基づき、利用権設定するものです。

なお、申請農地は河川敷にある農地で、市街化調整区域内ではありますが、農業振興地域内ではなく、地域計画の区域外にあります。

配布資料①審議のポイントをご覧ください。

まず、農業委員会が農用地利用集積等促進計画を定めるべきこと要請する場合、「農用地利用集積等促進計画案」が適切に作成されているか否かは、農地中間管理法第 18 条第 5 項各号の要件に該当するか否かがポイントとなります。

上段の表をご覧ください。

まず第 1 号の要件として、当該計画案の内容が農地中間管理事業規程に適合するかです。

農地中間管理事業規程では、地域計画区域外の農地の受け手

を選定する際に「貸付先決定ルール」が定められており、そのルールに沿って受け手を選定する必要があります。「規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資する」はじめ4項目ありますが、すべてに適合しております。

続きまして、下段の表に記載した第2号から5号の要件についてです。

借受人は、現在豊田市で6,172平方メートルの農地を貸借し、耕作しておりますが、豊田市農業委員会に確認したところ、耕作状況に問題はないとのことでした。また、借受人は豊田市に居住しておりますが、申請農地までは車で1時間ほどであり、通作に問題はなく、利用権設定後は、150日従事することです。また、営農計画書では借受人の他に2名農作業に従事するとの計画が示されております。農用地の貸借については所有権者等及び受け手の同意が得られているため、すべての要件を満たしております。

申請農地の所有者は高齢のため自ら耕作することが難しくなり、今回、昔からの知人である借受人が借り受け、名古屋市内の営農をはじめたいとのことでした。

現在、申請農地は一部でネギなどの作付けがされていますが、所有者が高齢のため、面積の半分以上は作付けされておられません。作付けされていない部分については、良好に管理されていますが、今後は借受人が耕作範囲を広げ、引き続き適正に管理していくとのことでした。

以上により、本計画案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の必要な要件に適合し、地域計画区域外の農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、何ら問題は無いと思っておりますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それではここで、第 17 号議案の議決の案を読み上げさせていただきます。15 ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、次のとおり農用地利用集積等促進計画（以下「計画」という。）案を作成し、名古屋市に意見聴取するとともに、当該計画を定めることを農地中間管理機構に要請します。

理由としましては、当該計画案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の必要な要件に適合し、地域計画区域外の農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、です。

それでは、第 17 号議案について、案のとおり要請していいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 17 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて意見聴取を行うとともに、農地中間管理機構に要請いたします。

次に、第 18 号議案、名古屋市農業委員会事務局規程の一部改正について審議を行います。

事務局、説明をお願いいたします。

課長補佐

それでは、第 18 号議案についてご説明いたします。議案集 23 ページをご覧ください。

本件議案につきましては、農業委員会の事務局の組織等につ

いて必要な事項を定める「名古屋市農業委員会事務局規程」について、令和8年4月1日付けの名古屋市の組織改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

令和8年4月1日からの名古屋市の組織改正において、農政等の事務を分掌する公園緑地・農政担当局長が新設され、農業委員会事務局長の職に当該公園緑地・農政担当局長を充てるため、23ページのとおり別表3を改正するものでございます。

本規程の改正は、令和8年4月1日からの施行となります。

24ページに新旧対照を掲載しておりますので、ご参照ください。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（会長）

ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますか。

特にないようです。それでは、お諮りいたします。第18号議案について、原案のとおり改正してよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第18号議案は原案のとおり改正することといたします。

次に、第19号議案、名古屋市農業委員会事務局以下代決規程の一部改正について審議を行います。

事務局、説明をお願いいたします。

課長補佐

それでは、第19号議案ご説明いたします。議案集25ページをご覧ください。

本件議案につきましては、農業委員会の事務局長以下、次長、課長等の権限を定める「名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程の一部改正について」、引用条項のずれが生じていることから、規程の一部を改正するものでございます。

本規程の改正は、令和8年4月1日からの施行となります。

26 ページに新旧対照を掲載しておりますので、ご参照ください。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（会長） ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますか。

特にないようです。それでは、お諮りいたします。第19号議案について、原案のとおり改正してよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第19号議案は原案のとおり改正することといたします。

次に、第20号議案、名古屋市農業委員会会長互選要領の一部改正について審議を行います。

事務局、説明をお願いいたします。

課長補佐 それでは、第20号議案についてご説明いたします。議案集27ページをご覧ください。

本件議案につきましては、農業委員会の会長の選出方法及び手続について定める「名古屋市農業委員会会長互選要領」の改

正を行うものがございます。

農業委員会の会長の互選にあたっては、前回令和5年の改選の際にも、事務局次長が立ち会い等の管理を行っており、また、名古屋市農業委員会事務局以下代決規程においても、令和6年4月1日の改正から「重要な事項に係る意思決定に関すること」の代決事項が事務局次長になっていることを踏まえ、互選の管理等について、事務局次長が担うものに改正するものです。

28 ページに新旧対照を掲載しておりますので、ご参照ください。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（会長）

ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますか。

特にないようです。それでは、お諮りいたします。第20号議案について、原案のとおり改正してよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第20号議案は原案のとおり改正することといたします。

本日予定しました議案は、以上でございます。

続きまして、報告に移ります。

報告(1)「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。

農政課長

それでは、令和8年2月3日から令和8年3月2日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。

まず、1ページから5ページにかけては、農地法第3条の3の規定による届出が9件

続いて、6ページから16ページにかけては、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出が33件

続いて、17ページから45ページにかけては、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが77件

続いて、46ページから47ページにかけては、同じく、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出のうち賃借権設定に係るものが5件

続いて、48ページから50ページにかけては、同じく、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出のうち使用貸借権設定に係るものが7件

続いて、51ページですが、同じく、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出のうち地上権設定に係るものが1件

続いて、52ページですが、転用届出に係る訂正願が3件

続いて、53ページですが、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願が1件

続いて、54ページですが、農地の転用事実に関する照会が1件

それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。

議長（会長）

ただいまの報告で、何かご質問等はございますか。

特にないようです。

続きまして、報告（2）「営農型太陽光発電設備の一時転用」について、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課長

本件は、中川区内の3箇所の農地に一時転用として設置された、営農型太陽光発電設備に関して、毎年栽培実績等を報告するものとされており、耕作地が発電設備の下部に位置することにより、収穫量に影響が出ていないかという観点から、当該農地の収穫状況についてご報告させていただくものです。

お手元の資料「報告2-1」をご覧ください。

本件は、当初平成27年7月の農地部会、直近では令和6年5月の総会で審議され、農地法第4条の規定による3年間の農地の一時転用として許可をした、富永四丁目の報告です。

4ページの「意見書」をご覧ください。

本農地では、ブロッコリー、エダマメ、ミカンを栽培しています。

まず、ブロッコリー、エダマメについて、収穫高はそれぞれ41.8キログラム、30.4キログラムとなっており、地域の平均単収に対する割合はそれぞれ97.6パーセント、87.1パーセントとなっております。いずれも地域の平均単収に対する割合が8割を上回っています。

次にミカンですが、54.0キログラムの収穫となり、地域の平均単収に対する割合が48.6パーセントとなっております。

5 ページをご覧ください。

原因として、夏ミカンは 48.0 キログラムと十分な収穫でしたが、おとし植えた若木と植えたばかりの幼木からの収穫が、6.0 キログラムの収穫となったことによるものです。

今後の対策として、定期的な草刈りや適切に剪定して、病害虫対策の対策を行い、収穫量確保に努めるとのことです。

次に、資料「報告 2-2」をご覧ください。

本件は、当初平成 29 年 2 月の農地部会、直近では令和 7 年 12 月総会にて農地法第 5 条の規定による 3 年間の農地の一時転用として許可をした江松西町の 1 筆の報告です。

4 ページの「意見書」をご覧ください。

この農地では、クーシンサイ、モロヘイヤ、コカブを栽培しています。

まず、クーシンサイとモロヘイヤについてですが、収穫高はそれぞれ 250.5 キログラム、65.3 キログラムとなっており、平均単収に対する割合はそれぞれ 80.3 パーセント、142.0 パーセントとなっております。いずれも地域の平均単収に対する割合の 8 割を上回っています。

次に、コカブについては、収穫高が 138.5 キログラム、地域の平均単収に対する割合は 17.2 パーセントとなっております。

5 ページをご覧ください。原因として、2 月まで行っていたミカン栽培が思わしくなく、3 月にミカンを撤去しました。そのため、コカブの春夏の収穫に向けて播種を実施する時期に作業ができませんでした。また、秋冬の収穫に向けても播種を行

いましたが、気候の影響を受け、収穫時期がずれ込んだことが挙げられています。

今後の対策として、病虫害、雑草の対策等を実施して、収穫量の確保に努めるとのことです。

最後に、資料「報告 2-3」をご覧ください。

本件は、令和 5 年 2 月総会、直近では令和 8 年 1 月総会にて、農地法第 5 条の規定による 3 年間の農地の一時転用として許可をした江松西町の 1 筆の報告です。

4 ページの「意見書」をご覧ください。

この農地では、小麦を栽培しています。収穫高は 51.0 キログラムで、地域の平均単収の割合が 35.2 パーセントとなっております。

原因としては、麦の播種について、実験的に試みた方法が、結果として生育が悪く、あらためて 3 月に従来の方法で播種を行ったため、十分な収穫量が確保できなかったとのことです。

5 ページをご覧ください。

今後の対策として、播種前の耕運回数の増加と雑草対策等、適切な栽培管理を行い、収穫量の確保に努めるとのことです。

以上、いずれの報告も、気候変動や栽培方法による収量の影響はありましたが、耕作地が営農型発電設備の下部に位置することによる直接的な影響は認められず、今後も適切な営農に取り組むとのことでした。以上、報告を終わります。

議長（会長）

ただいまの報告で、何かご質問等はございますか。

特にないようです。

報告については、以上でございますが、その他事務局から、何かありますでしょうか。

課長補佐

事務局から2点事務連絡がございます。

1点目といたしまして、お手元に「配付資料②令和8年度総会日程」を配付しておりますので、そちらをご覧ください。

11月の総会でも日程をお渡ししましたが、令和9年2月総会までの会場が12A会議室で確定いたしましたのでご連絡します。

なお、9月24日につきましては、名古屋市公館におきまして、委員改選に伴う総会を予定しております。

2点目といたしまして、すでに通知をさせていただいておりますとおり、2月及び3月の活動記録の提出期限は本日までとなっております。まだ、ご提出されていない方につきましては、各地区農政課へのご提出をお願いします。

事務局からの事務連絡は以上でございます。

議長（会長）

その他、何かありますでしょうか。

特にないようです。

それでは、ここで5分程度休憩をはさみ、休憩後、本年度、事務局において退職・役職定年となります事務局長、東部・緑農政課長から、ご挨拶をいただきたいと思います。

それでは、暫時休憩とし、3時10分に再開いたします。

～休憩～

※事務局長、入室・着席

みなさまお揃いになりましたので、総会を再開します。

それでは、山田事務局長、お願いいたします。

事務局長

失礼いたします。事務局長を務めさせていただいております山田です。

委員のみなさまにおかれましては、農地法に基づく許認可の事務、そして農地利用の最適化を通じまして、都市農業の進展と農業経営基盤強化にご尽力を賜りまして、誠にありがとうございます。

私事ではありますけれども、この3月末をもって名古屋市を退職させていただくことになりました。つきましては事務局長の職も解かれるということとなります。

私は令和4年から4年間、農政の担当ということで、最初の2年は公園緑地農政監として、そして残りの2年は局長ということで携わらせていただきました。

これまで印象に残っておりますのは、令和5年3月に、前岩田公雄会長が急逝をされまして、本当に私どももビックリしましたし、農業委員会の今後の体制をどうしていこうかということを考えていくことになりました。

そのあとを引き継いでいただいた布目会長はじめ会長職代理者のみなさまには、本当にご尽力をいただきまして、円滑な委員会の運営や都市農業の発展にご尽力を賜り、これが一番印象に残っているところでございます。

私、4年間やらせていただいて、この名古屋市の農政のため

に何ができたのかということ振り返ってみますと、なかなか成果としてこれだということは申し上げることが残念ながらできないんですが、みなさま方の高齢化、そして経営者、後継者不足というものがますます今後も増えて、課題が大きくなっていくにしたがって、今までの国、そして県、そして私ども名古屋市が自治体として、同じような制度を運用、運営でいいのだろうかということが、非常にクローズアップされてきておりまして、そのあたりを国や県に実態の要望として、いろいろお届けしている、そういう行動も起こしている。そういった点においては、手を付けることができたのかなと思っております。

私の後任も、そして事務局の者も、今後都市農業の発展とそしてこの農業委員会の運営に尽力をしてみたいと思いますので、引き続きのご指導、ご鞭撻、そしてご尽力を賜りますようお願いを申しあげまして、私からのあいさつとさせていただきます。

本当に長い間、ありがとうございました。

議長（会長）

ありがとうございました。

本当に、農業委員会としても名古屋市の農業について、深いご理解をいただきまして、ありがとうございました。

では続いて、佐藤東部・緑農政課長、お願いいたします。

東部・緑農政課長

みなさま、本当に長い間ありがとうございます。

私は、あしかけ5年間に渡り、農業委員会事務局の者として地区農政課長として、ふたつポストを拝命させていただきまして、とりわけ多くの委員の方々と親しく交流できたのが、本当に思い出深いと思います。

私も3月末をもちまして、いったん役職を解かれるわけですが、また折に触れてこういう形で率直なお話に触れられる

機会がもしあれば、またみなさんとともに交流させていただけたらなと思います。特に先ほど事務局長からありましたように、後継者不足問題とか、そういうところがクローズアップされてくるなか、さらにイラン情勢イスラエルとか、そういった様々な新たなリスクというのもまた避けては通れないというところで、名古屋のそして日本の農業を、そういったところを取り巻く環境というのは、これからも大きく変わってくるかと思えます。そういったなかではありますけど、我々も、続く若い人たちも含めて、農家の方、そして委員の方と率直な意見交換、腹を割った話をしていくことが、まずこれからの農業、農政施策を推進していく上の一步かなと思います。ですので本庁部署のみならず、地区農政課についても、今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしく願いいたします。本日は本当にありがとうございました。

議長（会長）

ありがとうございました。長い間、農業に関わりご指導いただきましてありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和8年第3回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

閉会（午後3時15分）